

「顧客に対するわかりやすい書面・説明の在り方に関する懇談会」 の設置について

平成 23 年 10 月
日本証券業協会

1. 設置の目的

国民の重要な資産運用の場である証券市場の機能が最大限活用されるためには、市場仲介者と投資家のより強い信頼関係の構築が必要不可欠である。

このような問題意識に基づき、本協会が6月14日に公表した「証券市場の新たな発展に向けた懇談会」報告書においては、顧客が取引を行おうとする際の「わかりやすさ」を向上させ、投資家と市場仲介者の双方にとってより良いものとするため、どのような改善が可能かについて、関係者間で適切な検討が行われることを期待したい旨提言されているところである。

については、当該提言を踏まえ、顧客が取引を行おうとする際の「わかりやすさ」を向上させるという観点から、契約締結前交付書面等の顧客に対する書面・説明の在り方について議論するため、本協会会長の諮問機関として、「顧客に対するわかりやすい書面・説明の在り方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 金融商品取引を行う際における顧客に対するわかりやすい書面・説明の在り方
- (2) 特に、金融商品取引を行うに際し交付される説明資料（契約締結前交付書面等）の在り方

3. 構成及び運営

- (1) 懇談会の委員は、証券市場の利用者、有識者、関係機関及び協会の役員をもって構成する。
- (2) 懇談会の委員は、会長が選任する。
- (3) 懇談会の座長は、委員のうちから会長が委嘱する。
- (4) 懇談会は、必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。
- (5) 懇談会は、必要に応じ、分科会を設置すること又は協会内の会議体に検討を委嘱することができる。

4. 事務の所管

懇談会の庶務は、本協会自主規制企画部が担当する。

以 上